

三重県公安委員会規程第7号

盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例に基づく公表に関する規程を次のように定める。

令和3年9月30日

三重県公安委員会委員長 種橋 潤治

盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例に基づく公表に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例（令和3年三重県条例第24号。以下「条例」という。）第12条第2項に規定する公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の内容)

第2条 公表の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第12条第1項の規定による勧告（以下「勧告」という。）を受けた者が当該勧告に従わなかった旨
- (2) 勧告に従わなかった者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
- (3) 公表年月日
- (4) 勧告の内容
- (5) 根拠法令
- (6) 公表を行った公安委員会

(公表の方法)

第3条 公表は、盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例施行規則（令和3年三重県公安委員会規則第10号）第10条第2項の規定に基づき、三重県警察ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）に前条各号に掲げる事項を掲載して行うものとする。

(公表の終了)

第4条 三重県公安委員会は、勧告に従ったものと認めるときは、決定で、ウェブサイトにおける公表を終了するものとする。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。